

平成 13 年度 杉並区清掃審議会 第 4 回第二分科会 記録

日 時	平成 13 年 7 月 4 日 (水) 午後 3 時から午後 5 時
場 所	区役所 10 階 A・B 会議室
出 席 者	前田座長、石川委員、大高委員、大橋委員、くれまつ委員、小池委員、内藤委員、とかしき委員
欠 席 者	
議 題	中間答申に向けて
発言要旨	別紙のとおり

平成 13 年 7 月 4 日（水）

杉並区清掃審議会 第 4 回第二分科会発言要旨

【事務局】 とかしき委員が新たに清掃審議会の委員となる。

【座長】 本日を持って分科会の討議は終わる。今までの議論を踏まえ、中間答申として形にしたい。

プラスチックの有効利用について

【事務局】 プラスチックの処理には、多くの方法がある。プラスチックの有効利用を考えるに当たり、排出されるプラスチックすべてを対象とする考え方と、容器包装廃棄物だけを対象とする考え方と、大きく分けて 2 つある。

すべてのプラスチックをリサイクルする場合については以下の方法がある。

既存の清掃工場を利用してプラスチックを焼却することによってサーマルエネルギーとして回収する。

ガス化溶融炉またはサーモセレクト炉などを新たに建設することによって、積極的に熱回収する。

参考として、廃棄物を使った固形燃料として、そのエネルギーを回収する R D F がある。

次いで、容器包装廃棄物を対象とした場合は次の方法がある。

素材として再利用するという場合。プラスチックをそのまま、ほかの素材として再度利用する。

高炉原料化。製鉄会社、鉄鋼メーカーの高炉の原料としてプラスチックを利用する。

上記の 5 通りの方法を、以下の 7 項目により検討した。

排出・分別の容易性、ごみ量あるいは埋立量の減量効果、収集効率、区民の手間
環境影響

中継施設・資源化施設などの必要性。

収集・処理のコスト

制度的制約（移管に対しての制約、他区との協議など）

不確実性

タイムスケジュール

【委員】 容器包装リサイクル法（容リ法）対象プラスチックの場合、マテリアル、高炉原料化、それから油化がある。自治体自体が、これら有効利用の方法を決めることはできない。指定法人のルートを通す場合、有効利用の方法は入札の結果で決まる。今回の資

料のような枠組みだと、まるで有効利用の方法を選べるかのような印象を受ける。

【委員】 素材としての利用は、ペットボトルのみを対象としているが、回収品目が違うのであればコストの比較はできない。

収集コストの減少をどのように計算したのか？ 収集コストは、重量をベースに算出したのか？

【事務局】 重量をベースとした。

【委員】 収集コストは、重量ベースでなく、容積ベースで考えるべき。ペットボトルのように容積ばかりあるものと、可燃ごみのような重量のあるものを同じ考え方で、収集コストの比較をやるというのは、適切でない。

【座長】 コスト関係の資料は、手直しも含め事務局でもう一度見直す

容器包装リサイクル法（容リ法）への対応及びレジ袋税について

【座長】 分別収集計画の中で一番問題になるのが、容リ法に基づく分別収集計画である。平成12年度から完全実施となり、区で取り組んできた容リ法に基づく分別収集計画を見直す場合、廃プラが問題となる。

現状で、ペットボトルとトレイについては相当の実績がある。ペットボトルとトレイは、今までより以上の効果を上げるような行政の取り組みと区民の協力が必要である。そのうえで、その他廃プラという新しい品目の収集に踏み込む。その他プラの収集をした場合、分別の手間がかかる、コストがかかるという問題がある。

自治体が求めているごみの減量というのは、最終処分場が満杯で、持っていく場所がない、中間処理施設の建設が難しいなど非常に逼迫した事情がない限り、区民の協力が得られにくい。

【座長】 プラスチックに絞ってご意見をいただきたい。

【委員】 清掃審議会委員会とレジ袋税（調査会）の関連が、非常にわかりにくい。

【事務局】 レジ袋税との関係で簡単にご説明したい。レジ袋税の構想は、昨年4月の地方分権一括法の制定に伴い、権限だけでなく、財政が伴わなければならない（独自の課税）という考えに由来する。このような考え方の中で、区民の理解が得られ、なおかつ区の施策と一致するというのは、ごみの減量ということからレジ袋税という構想が出てきた。

レジ袋税の議論の中で、当然、ごみの減量、清掃事業そのものにも深くかかわるような議論をせざるを得なくなった。

【委員】 レジ袋税の目的は、財源確保なのか。それとも環境税的な発想に基づき、ごみを減らすための課税なのか。レジ袋税は杉並だけの問題ではない。課税することと、消費者がマイバッグを持つことは、直接の関係はない。杉並区は、「全国のごみ問題解決のために実施する」といった覚悟を持たないと実現できない。

【座長】 当審議会でごみの減量、ましてプラスチックという命題を諮問しているにもかかわらず、こちらに何の説明もなく、レジ袋税はごみ減量の1つの方法というのであれ

ば、何のための審議会なのかということになる。

【事務局】 レジ袋税は、一種の環境税である。

【座長】 ごみ減量を経済的手法でとらえるならば、当審議会に参加していただいている方々のご意見もあってしかるべきである。レジ袋税が税制面から発足したということは今から撤回してほしいとまではいわないが、不自然である。

【委員】 この減量にはいろいろな方法があるが、焼却するのが一番いい。

【委員】 レジ袋について、杉並の場合は課税という形が先行した感があるが、狭山市のノーレジ袋デーのように、他の自治体では、新しくごみを減らそうという目的で始めたところもある。分別は大変なので、コストもかからない焼却という方法はある程度必要。2,000所帯でのモデル収集をするときには、トレイもその中に入るのか。

【事務局】 トレイは、今までのように、店頭にて回収する。

【委員】 店頭回収という、事業者責任のシステムを崩してほしくない。なるべく税金を使わないやり方がよい。ある程度の焼却は必要だが、不燃ごみの中には乾電池、陶器など焼却できないものがある。これらは分別しなければならない。分別した場合のコストを知りたい。

「ごみ会議」が開かれている。ここでは資源の回収量が報告されているが、資源が実際に再利用されているのか非常に関心がある。拠点回収をしている布類については、半分以上が焼却されているという事実もある。

ペットボトルの回収拠点が増えるということで、喜んでいる方もいるが、スーパーやコンビニが独自に集めてくれていると思っている方が非常に多い。ペットボトル、白色トレイを回収するにも、税金がかかると行政が説明してもらいたい。

【座長】 先ほど、さらに分別を細分化するのは限界であり、分別回収するくらいなら、焼却してしまうほうがよいとの意見が出た。

【委員】 海外では、焼却に多大なコストがかかる。日本の場合、焼却コストが安い理由を教えてほしい。また、焼却炉を建設すると、工場の維持のためにある程度のごみ量を焼却しつづけなければならない。将来ごみが減少した場合、清掃工場を維持するため、ある程度のごみを出させなければいけないという妙なジレンマに陥る危険性はないのか。

【委員】 日本は焼却だけでなく、すべてが高い。スイスは日本と同じように焼却している。理由は、国土が狭くて、オープンダンピングできない、ダンピングする場所がないからである。ドイツは、統合後、中間処理していない有機物を含んだものを埋め立てること自体を禁止した。現在ドイツは、37の焼却炉（清掃工場）を建設している。ドイツは数年で焼却率が上がる、そのため埋立量が激減する。

【座長】 全国的に資源化により脱焼却を目指すといった動きがある。それにはどこから手をつけていくかということになると、性質別、製品別に分別して対応していくということになる。そのためには区民の協力が必要になってくる。

【委員】 レジ袋税はごみ減量には直接的には役に立たない。全国の自治体を実施して、初めて効果が現れる。

プラスチックの焼却について、「プラスチックは焼却してしまうのに、なぜレジ袋だけ課税されるのだ」ということになりかねない。

【委員】 レジ袋は、家庭でごみを出すには非常に便利。現実には、スーパーの袋がごみ出しには役立っている。

【委員】 容り法に乗った分別収集は、困難を乗り越えて導入すべき。

【委員】 プラスチックを焼却してしまうと、住民意識が低下しかねない。レジ袋税の導入で、区民の環境意識を高めようとしておきながら、他方で焼却、何でも放り込んでくださいといっている。杉並区は、「緑の都市杉並」と言っておきながら、他方では、全部焼却、また一方では、中継所の問題がある。方針を統一していくことが必要。安易に焼却を選んでしまう事には、疑問を感じる。

【座長】 本日まで討議していただいた内容を踏まえて、中間答申の素案をつくってみたい。これまでの議論、焼却の現状、公害対策の現状等を踏まえ、第一部会の座長と相談をして、素案を作る。ご一任いただきたい。

【全委員】 同意